

プレスリリース

2020年4月22日

えん罪救済センター

代表 稲葉 光行



「えん罪救済センター」が支援した2つの事件の 無罪判決が確定したことを受けた声明の公表について

えん罪救済センター(Innocence Project Japan)は、刑事事件のえん罪の被害者を支援し救済すること、そしてえん罪事件の再検証を通じて公正・公平な司法を実現することを目指して2016年に設立されました。

このたび、えん罪救済センターが支援した2つの事件について無罪判決が確定しましたので、別添の声明「えん罪事件の速やかな救済とえん罪原因の検証システムの確立を求める声明——支援した2つの事件の無罪判決確定を受けて——」を公表いたしました。

えん罪救済センターは、えん罪事件に謙虚に学び、多角的な視点から検証を行った上で、検証した結果を刑事司法の改善につなげるべきであるとの設立趣旨にもとづいて活動してきました。2つの事件についても公的な調査を行い、二度と同じ過ちがおこらないよう改革を実現することが必要です。

えん罪救済センターはこれからも、個別のえん罪事件の支援・弁護を通じてえん罪原因を明らかにし、過ちに学ぶことによって刑事司法の改革をすべく、活動を続けます。

今後とも、ご支援のほどお願いいたします。

以上

【お問い合わせ先】

〒603-8577 京都府京都市北区等持院北町 56-1

立命館大学 人間科学研究所気付 「えん罪救済センター」

■メールアドレス ipj2015@outlook.com

■電話番号 090-2101-0931

(受付時間 9:00~17:30, 土日祝日を除く)

*えん罪救済センター(イノセンスプロジェクト・ジャパン)は、法学・心理学等の研究者と弁護士が2016年4月に立ち上げた団体です。無償でえん罪を訴える事件の支援を行っております。詳細につきましては、ウェブサイト <http://www.ipjapan.org/> をご覧下さい。

えん罪事件の速やかな救済とえん罪原因の検証システムの確立を求める声明

——支援した2つの事件の無罪判決確定を受けて——

えん罪救済センター(イノセンス・プロジェクト・ジャパン)は、刑事事件のえん罪の被害者を支援し救済すること、そしてえん罪事件の再検証を通じて公正・公平な司法を実現することを目指して2016年に設立されました。

このたび、えん罪救済センターが支援した2つの事件について無罪判決が確定しました。

大阪高裁第3刑事部は、2020年1月28日、女兒(事件当時1歳11か月)の頭部に暴行を加えて死亡させたとして起訴され、一審で無罪判決を受けていた男性に対し、検察官の控訴を棄却して無罪を支持する判決を言い渡しました。検察側は上告せず、無罪判決が確定しました。えん罪救済センターは一審段階から本件を支援し、弁護団に加わりました。

本件は、いま各地で無罪判決が相次いでいる「虐待による頭部外傷(Abusive Head Trauma、AHT)」が問題になった事件です。えん罪救済センターはAHTやその一類型である揺さぶられっこ症候群(SBS)について、諸外国で医学的観点から議論が行われていることにも鑑み、本件に関わり弁護しました。本件の弁護活動は、その後、別のえん罪救済組織である「SBS 検証プロジェクト」の設立にもつながりました。本件では、医学的証拠の背後にある理論の科学的根拠や証言のあり方が問題になりました。

2020年3月31日には大津地裁がいわゆる湖東記念病院事件について、再審公判で無罪判決を言い渡しました。検察官は控訴を断念し、無罪判決が確定しました。

えん罪救済センターは、2018年1月から本件を支援してきました。

本件では、一人の女性が15年以上ものあいだ自由や尊厳を奪われました。それは、警察の見込み捜査、供述弱者への配慮を欠いた不当な取調べによる虚偽の自白、自白に依存した裁判所の事実認定、不十分な証拠開示(証拠隠し)、不適切な科学的証拠などの典型的といえるえん罪原因によるものでした。再審請求段階で証拠開示の制度がないことや検察官による再審開始決定への抗告が認められていることによって、無罪判決までに非常に長い時間がかかり、司法による救済が遅延するという結果になってしまいました。

えん罪救済センターは、無罪判決を言い渡すべき事件が迅速に救済されるシステムが必要であること、そのための人的・制度的支援が不可欠であることをこれまでも求めてきました。我々がなによりも強調してきたことは、謙虚に司法の過ちと向き合って、えん罪事件を真摯に検証し、その教訓を刑事司法制度や運用の改善につなげることの必要性です。上記支援2事件についても、えん罪原因の公的調査が速やかに行われるべきです。

すべてのえん罪事件を多角的な視点から見直してえん罪の原因を明らかにし、その原因を除去するための制度改革を不断に積み重ねることは、司法関係者だけでなく、全ての市民の責務です。私たち一人ひとりがえん罪事件に学び、改革を実現していかなければなりません。

えん罪救済センターはこれからも、個別のえん罪事件の支援・弁護を通じてえん罪原因を明らかにし、過ちに学ぶことによって刑事司法の改革をすべく、活動を続けます。

以上